

## 帝の御物忌と臣下の参籠

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2003-03-01 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 深澤, 瞳 メールアドレス: 所属:
URL	<a href="https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1372">https://otsuma.repo.nii.ac.jp/records/1372</a>

This work is licensed under a Creative Commons Attribution-NonCommercial-ShareAlike 3.0 International License.



# 帝の御物忌と臣下の参籠

深 澤 瞳

はじめに

物忌の主体が帝や上皇などの場合は、特に「御物忌」といい、また臣下などの場合は「物忌」というのが一般的である。帝の御物忌に当たり、臣下は前日に宮中へ参内し、宿直した。これを参籠という。『源氏物語』帝木卷の「長雨晴れ間なきころ、内裏の御物忌さしつづきて、いとど長居さぶらひたまふを」(新全集・五四頁)で始まる「雨夜の品定め」は、桐壺帝の御物忌に光源氏らが参籠した時の様子である。このように、参籠は物語の場面として使われることもあり、その設定の意義を考えていく上で、史実での参籠の様子を整理、把握することが肝要であろう。

従来の参籠に関する研究では、参籠する時刻や期間を明らかにしているものの、それ以上のことを把握するまでには至っていない感がある。そこで本稿では、この参籠に注目し、以下の四点について考えていきたい。

(1) 参籠の時刻・期間・様子

(2) 参籠の召集

(3) 御物忌へ不参籠の場合

(4) 不参籠者を参入させる措置

これらの項目について、主に藤原実資の『小右記』を用いて、その実態を整理していきたい。なお、『小右記』『御堂関白記』は大日本古記録、『権記』『村上天皇御記』は史料大成を使用し、その他の史料は適宜表示した。いずれも表記は一部私に換えた。

## 一 物忌について

まず、物忌の概念と日数の法則について記しておきたい。

物忌とは、凶事災厄を未然に防ぐため、一定の期間主として自宅（帝の場合は清涼殿）に籠ることをいう。物忌日は、怪異や悪夢の際、陰陽師の六壬式占（六壬式盤による占い）によって占申された。<sup>(2)</sup>

物忌が行われる日数は、二日、四日、六日といった具合に、偶数日で連続して行われるのが常である。<sup>(3)</sup>日は干支で示されるが、連続した物忌日は、干支のうち十干が五行（木火土金水）に配当された時の組み合わせに關係する。すなわち、木は甲乙、火は丙丁、土は戊己、金は庚申、水は壬癸となり、五行を同じくする兄弟（えと）が物忌の一塊となるので、物忌は二日を一単位とするのである。また兄弟は、甲丙戊庚壬が陽、乙丁己辛癸が陰であることから、陰陽の組み合わせになっていて切り離せないことから、甲乙、丙丁、という具合に、物忌日が設定されるのである。このように五行説と絡んでの日数の法則性は、陰陽道ならではの物忌の在り方であろう。

## 二 参籠の時刻・期間・様子

それでは、御物忌に参籠する時刻から検討していきたい。『禁秘抄』（新校群書類従・第二〇）には、その時刻について次のように書かれている。

御物忌時初参籠人。丑時可参之。（中略）丑杭已後。参入人不候以前可参敷。

〔禁秘抄〕

参籠の刻限は、御物忌前日の丑の刻であった。丑の刻は一日の終わりを示す時刻<sup>(4)</sup>なので、御物忌の前日に参内し宿直することになる。『枕草子』「頭弁の、職にまゐりたまひて」<sup>(5)</sup>段にも記述があるが、『権記』にも参籠時刻を示す記事がある。

①又参内、依御物忌丑剋参上、

〔権記〕寛弘元年二月廿一日条

右には参内した時刻が記されているが、こうした例はあまりない。記録が少ないということは、この時刻への認識がかなり浸透していることを示している。

御物忌は最低でも二日は続くが、臣下は御物忌の全日程に参籠しなければならなかったわけではない。既に「御物忌が四日、六日と続く場合、その期間中、常に内裏に滞在しなくてはいけないのではなく、伺候したい日の前日さえ候宿すればよかった」と指摘されている。<sup>(6)</sup>四日連続の御物忌として『小右記』には次のような記事があるが、実資は、二日目の早朝に退出している。

②詣室町、入夜参内、候宿、従今日四个日御物忌、

〔小右記〕天元五年正月廿三日条

③早朝、退出

〔小右記〕天元五年正月廿四日条

④早朝参左府、従明日可始除目之由、依仰事也、今日召諸卿、今夜可籠候御物忌之由、可廻仰之旨同申之、還参内、以藏人恒昌令奏此由、依御物忌令傳奏也、内藏・大炊等令仰饗飯等事、大間紙可渡外記之由仰之了、入夜参内

〔小右記〕天元五年正月廿五日条

⑤今日除目議始、申時左大臣・右大臣等参上、太相国依御物忌不被参也、雖然猶敷御座亥時退下、是日、来月祈年等祭延引之例、外記相如勘奉之、被仰云、太相府可定申者  
〔小右記〕天元五年正月廿六日条

②の傍線部にあるように、この日から四日連続の御物忌が始まっている。そして、御物忌三日目の④では、左大臣源雅信が、翌日の除目始に備えて諸卿を呼び、参籠させるべきとした記事がある。御物忌への途中日からの参入の例であり、先の指摘にあったように参籠は必要に応じてなされたのである。つまり、帝の御物忌には全日参籠しなくても差し支えなかったのである。

次に、参籠日の臣下の様子をみていきたい。

⑥参大内、依御物忌不参御前、入夕与女罷出

〔御堂関白記〕寛弘八年四月一日条

⑦今明内御物忌、左大臣参入、被奏山陵使日時勘文・使差文等、〔柏原・村上二陵也、是依告立后令中敷、依天德例〕依御物忌、於御簾外詭奏之〔以下省略〕  
〔小右記〕天元五年六月廿六日条

⑧〔略〕禊祭日可参齋院之宰相事、有國、先日可奏聞由仰左中弁、而忘失、于今不奏、依御物忌今日不能奏聞者、以藏人隆光令奏聞、依請者〔以下省略〕  
〔小右記〕寛弘二年四月一日条

⑨源中将語云、昨於御前有作文、題云、草樹減秋聲〔以同為韻、七言六韻〕、是密宴遊云々、左右大臣・宰相中将籠候御物忌云々、昨午剋給題、今日已剋講、有御製云々、又両府献詩、  
〔小右記〕長保元年九月十日条

⑥のように、御物忌中は帝の御前に参上しなかった。これは御物忌を妨げないためである。そのため帝へ奏聞すべきことが生じた際には、⑦⑧のような対処がとられた。それぞれの傍線部に示したように、御簾を隔てたり、藏人を介したりして奏聞している。物忌は、籠居することが基本なので、遮断された外部と応接するには、⑦⑧のような対処がとられたのであろう。⑨は、前日の記事に「道方朝臣籠候内御物忌」とあるので、御物忌中の帝の御前で遊びがあったことをいう。

⑨は⑥と対照的であるが、御物忌中でも帝・臣下ともに気軽な態度で過ごされることがあったことを示している。

帝と係わらない時の参籠者の様子については、その多くが「籠候内御物忌」という記事だけである。過ごし方を記録したものは少ないわけだが、次のような例が見られる。

⑩早朝罷出、入夜婦参、左大將今夜被候宿所、依明日試楽事、被籠御物忌也、(以下省略)

〔小右記〕永延二年二月四日条

⑪今日臨時祭試楽、(中略)、左大將去夕被候幣宿所、今朝有食儲、被籠御物忌之公卿、皆於宿所有飲食、(以下省略)

〔小右記〕永延二年二月五日条

⑫(略) 候御物忌人々内府・皇太后宮大夫・源中納言・左衛門督・右宰相中将・左兵衛督・源宰相、宿所儲食物、

(以下省略)

〔御堂関白記〕寛弘七年三月一五日条

⑬(略) 参大内、依御物忌候宿所、(以下省略)

〔御堂関白記〕長和二年正月一四日条

⑭(略) 入夜参籠内御物忌、子時許洞院西大道西邊小宅焼亡、密々徒歩、向焼亡所、即婦参、侍臣兩三人相從

(〔小右記〕天元五年三月廿六日条)

⑮従内有喚、(定頼以書札告召由)、即参入、依御物忌不参上殿上、詣撰政宿所、拾調、良久清談、以後復陣、大殿被

巡検内裏、撰政同被参会、余依有憚不能追従、(以下省略)

(〔小右記〕寛仁二年四月廿五日条)

⑯⑰の波線部のように、御物忌へ参籠する臣下は各自の宿所に候宿した。さらに⑱⑲の傍線部には、宿所で食事の配給

があったことが記されている。⑳は、参籠中に一旦宮中を抜け出して、また婦参した記事である。しかし、傍線部に「密々」

とあるように、公然と内裏を出ることはできなかったようである。

㉑は実資が殿上の間へ参上せず、撰政藤原頼通の宿所を訪れ、話をしたとの記事である。この日は、㉒点線部と『御堂

関白記』に、頼通が道長とともに新造内裏を巡検したとの記述があるので、頼通は宿所に候じているが、参籠していると

は推断できない。また、参籠する際には殿上口の立部付近にて伺候の意を示すので、殿上の間へ参上していない実資も参

籠者となり得ない。実資・頼通ともに参籠していないようだが、御物忌中に臣下の宿所への入退出は可能であったことが分かる。とにかく、御物忌を妨げることさえしなければよかつたのである。

以上、参籠の時刻や様子などで分かつたことは次の七点である。

ア 参籠の刻限は丑の刻であり、広く臣下に認識されていた。

イ 連続する御物忌には、全日参籠しなくても差し支えない。

ウ 御物忌中の奏聞は、御簾を隔てたり、藏人を介して行われる。

エ 気軽に過ごされる例として、御物忌中に帝の御前で遊びが行われることもある。

オ 参籠する場所は主に各自の宿所であり、そこで食事が配給された。

カ 参籠中に、臣下は内裏を出ることもあつた。

キ 臣下の宿所への入退出は、参籠しなくてもできた。

帝の御物忌というと、何かと拘束されることばかりのようだが、エ・カ・キのように気軽な態度も認められていた。参籠についても、時刻の決まりがある割に、参籠の是非は個人任せという側面が目立つし、その過ごし方にも特に規制は認められない。これは、たとえ帝の御物忌といえども、対象となる帝さえ、きちんと籠つていれば問題はないということを示すのであろう。

### 三 参籠の召集

臣下は、参籠するに当たって、予め帝の御物忌日を把握していなければならぬ。臣下に帝の御物忌日を知らせる手段は、古記録で二通りの仕方を見出すことができる。一つは掲示による予告、もう一つは参籠要請の通達である。

まず、揭示による御物忌日の予告からみていきたい。

⑯ 出納令申云、明日御読経結願、又御物忌、今夜可籠候者、令申有所勞之由、後聞、明日非御物忌、誤藏人・出納等所書云々、可謂至愚歟

〔小右記〕萬壽元年十月廿八日条

傍線部に、藏人と出納が御物忌日を書き誤ったことが記されているように、御物忌の日にちが書かれていたことが分かる。書かれたものは、次の記事によって知ることができる。

⑰ 官奏日事今朝重問遣権弁朝臣、報云、賢所鳴御物忌出来、明日・明々日也、外宿人可参由云々、送取案内明日可令申者、事依不審問遣左頭中将許、注送云、七八十三四日御物忌者、如示送者九日已非御物忌、仍以此旨示遣権弁許、使者相逢途中、令申云、九日御物忌注付殿上曆、頭中将所令申也、如何、但明日参入可令申者、

〔小右記〕治安三年十二月六日条

御物忌日は、殿上曆に注として書かれていたことが分かる。殿上曆が揭示された場所については、『侍中群要』『御物忌』項（続々群書類従）の記事にある。

其月其日（三文字欠字）令書出納押殿上北壁西第二於陪膳（以下欠字）

〔侍中群要〕

殿上との間の北側の壁、西から第二間の所へ掲げられたとされている。殿上の間は、公卿や殿上人が日常的に伺候する場所なので、帝の御物忌日も彼らへの連絡事項の一つとして知らされていたのだろう。臣下は各自、殿上曆で帝の御物忌日を確認し、必要とあらば参籠していたことになる。

また、臣下は帝の御物忌日を把握して、宮中行事と重複した場合の事前対策を練る必要があった。

⑱ 一兩人々云、十九日當御物忌、不可有行幸、今日可有定云々、

〔小右記〕寛仁元年八月九日条

⑲ 廿八・九日内御物忌、相撲定被縮行歟、廿六七日歟

〔小右記〕萬壽四年七月八日条

⑳ では、賀茂行幸の日が御物忌となったので、行幸は行えなくなり、新たに日取りを決めるべきとされている。また、⑲



では、相撲の節会が御物忌と重なったため、節会を繰り上げて行うか、とされている。

この二例から、殿上曆に帝の御物忌日が注されたのは、宮中行事との重複を避けるための対策でもあったことが分かる。次に、参籠要請の通達について見ていく。まず、『小右記』から該当する記事を一覧表にしてみたが、この表から分かることは三点ある。

まず一点目は、宮中から参籠要請がある場合、通達者が限定されていることである。通達者は、小舎人が二例、藏人所衆と出納がそれぞれ一例、内豎は九例である。いずれも藏人所と関わる者ばかりなので、参籠要請の通達は藏人所の仕事であったことが分かる。また、次に示す『村上天皇御記』の記事も、通達者が藏人所の仕事であったことを示している。

雖當御物忌以外宿人令供奉。昨日不令召候。藏人等懈怠也。

（『村上天皇御記』應和二年六月廿九日条）

藏人らの懈怠により参籠者が揃わなかったことである。参籠の召集は藏人所によって行われたと考えてよいだろう。

二点目は、宮中行事の前日に通達があることである。表のBとK以外では、宮中行事を翌日に控えているし、Jは翌日の記事から石清水臨時祭の前日であったことが確認できる。参籠は、単に帝の御物忌へ籠候するだけでなく、御物忌と重複した宮中行事にも関わるものであった（次節参照）。

三点目は、通達を受けた場合の参籠率が極めて低いことである。A・C・K・Mの四例を除いて、参籠を断っている。帝の御物忌日は殿上曆によって、臣下へ予告されていたのだから、それでもなお参籠せずにいたのは、もともとその気がなかった、ということであろう。だから参籠の要請を受けても所労などを理由にして断っているのである。

以上、参籠の召集については、次の五点に纏められる。

ア 帝の御物忌日は、藏人所によって、予め殿上曆に記入された。

イ 宮中行事によっては、御物忌日との重複を避ける対策がなされた。

ウ 参籠要請の通達は、藏人所によって行われた。

## 〔参籠要請の通達〕

番号	「小右記」本文（波線は通達者又は通達手段。二重線は参籠要請の理由。点線は対応）	年月日
A	早朝参左府、従明日可始除日之由、依仰事也、今日召諸卿、今夜可籠候御物忌之由、可廻仰之旨同申之、還参内、以藏人恒昌令奏此由、依御物忌令傳奏也	天元五年 正月廿五日
B	入夜小舎人来、告可籠候御物忌之由、依有所勞奉假文、猶不平癒、仍令申其由畢	永延元年 三月廿四日
C	内豎称藏人伊祐仰云、可参人者、無指其事、推量若明日誦經事歟、内御物忌云々	永祚元年 六月廿一日
D	午時許参内、藤中納言・源中納言・左兵衛督・大藏卿在陣、今朝内豎来云、籠候御物忌、可候明日試染者、觸所勞於藏人退出	永祚元年 十一月一七日
E	内豎来云、明日内御物忌、可籠候者、依仁王会也、申障了	正曆四年 五月一六日
F	内豎来云、藏人左衛門尉通経仰云、明日御誦経結願、又御物忌也、今夜可籠候者、令申有所勞不可参之由、為夢想不○【吉力】、令打百寺金鼓	正曆四年 六月廿四日
G	内豎来云、明日御誦経発願、可参籠御物忌者、同令申有所勞由	長保元年 七月七日
H	内豎来云、明日御國忌、可籠候御物忌者、依可参円融院申其由、不参籠耳	寛弘二年 二月一日
I	明日試染、可籠御物忌由、内豎来仰、令申有所勞不可参籠之由、資平同申病障不参人	寛弘二年 三月一九日
J	内豎云、明日御物忌、今夜可参籠者、令申故障、	寛弘二年 三月廿一日
K	自今日内御物忌也、可籠候之由有報	長和四年 五月五日
L	内豎来云、明日御仏名始、而御物忌、可参籠者、令申所勞由	寛仁四年閏十二月一九日
M	深更宰相来云、関白御消息云、明日内御物忌、直物可籠宿者、直物勘文并年々召名・元日擬侍従・荷前文等可籠候事仰遣大外記頼隆真人、即申可候宿由	萬壽元年 十二月一五日
N	藏人所衆ム来云、明日御誦経結願、御物忌也云々、夕可籠候者、令申有所勞不可参由	萬壽二年 十月廿五日
O	只今従時【内力】小舎人来仰云、明日可勤平野使、今夕可籠候御物忌者、身雖不觸不可勤神事乎、如何、仰遣不穢可勤仕申【由力】、雖不穢有思惱者、仰参陣外可令申事	萬壽二年 十一月五日
P	入夜出納ム令申云、明日御誦経結願、可籠候御忌者、申障了	萬壽四年 九月廿日

エ 参籠が要請されるときは、総じて宮中行事を翌日に控えている。

オ 参籠は所労や障りを理由に断ることもあった。

ウ以下は、『小右記』に見られる全ての参籠要請記録から検討した結果である。通達による参籠の召集は、ウ以下に示した傾向であつたと考えてよいだろう。

#### 四 御物忌へ不参籠の場合

御物忌へ不参籠である時、その影響が顕著に見られるのが、宮中行事と重複した場合である。帝の御物忌日と宮中行事が重複した時は、参籠しなければ行事参加へ支障をきたした。どのような支障が生じたかの例として、次のような記事がある。

⑳ 早朝所司参上、奉仕御装束、〔如除目議〕、左大臣以下着議所、太相参上候御前、次依召諸卿参上、〔左大臣・右大臣・右大将・件三人籠候御物忌、他公卿依不籠御物忌、候陣座〕、

波線部には参籠した者の動向が、傍線部には参籠しなかった者の動向が記されている。参籠した者達が除目の議所へ候するのに対して、参籠しなかった者達は陣へ候している。ここから御物忌が宮中行事と重なった時は、参籠しなければ行事と直接関われなかつたことが分かる。

行事執行の役に就く者には、参籠した上での行事参加が求められたので、不参籠の場合は、代替者が執行した。

㉑ 申時所司供御葉、今日後取紀伊守渡、〔渡昨日後取（一文字欠字）不籠御物忌仍左衛門尉宣孝勤件役〕、

〔小右記〕 天元五年正月三日条

後取の役を務めるはずであつた紀伊守渡は、御物忌に参籠しなかつたため、藤原宣孝が代替を務めることになつた。これ

に関連することが『禁秘抄』に書かれている。

元三御物忌如女官後取等参籠

〔禁秘抄〕

元日から三日間に帝の御物忌が当たった場合は、女官や後取は正月節会での役割があるので、参籠して行事執行に不都合がないよう備えておくように、ということだろう。そうすると、②は紀伊守渡の不手際を記した記事になる。

以上、参籠しなかった場合を整理すると、次の二点に絞られる。

ア 宮中行事では、不参籠者は行事執行の場へ行けない。

イ 執行の役に予め決まっても、不参籠であれば代替者が設けられた。

宮中行事と御物忌が重なった時には、参籠しなければ行事参加に支障をきたした。だから、行事進行と直接関わる者には特に参籠が求められたのである。

## 五 不参籠者を参入させる措置

臣下は必要に応じて帝の御物忌へ参籠していた。しかし、参籠者が不足してしまうこともあった。御物忌中は、参籠しなれば宮中行事への参加に支障をきたしたり、帝の御前へ参上できないとされる中で、御物忌当日の人員補充はどのように行われたのかをみていきたい。

② 今日御物忌、而覆推軽者、仍先修御諷誦、外宿人参入、

〔小右記〕天元五年正月一日条

③ 今日臨時祭、使左近中将道頼朝臣、御前儀如恒、撰政被候簾中、今日内御物忌、依覆推外宿人、

〔小右記〕永祚元年十一月廿日

③は、参籠者が不足していたという記述はないが、外宿人を参入させるために覆推をしている。覆推とは、御物忌を占い

直し、<sup>①</sup>軽重をみるものである。軽重の結果によって、その日の身の処し方が決められていく。この場合は程度の軽い御物忌という結果になったので、外宿人を参入させている。しかし、<sup>②③</sup>には外宿人を補充した理由が書かれていないので、何のために行われたかは定かでない。<sup>③</sup>は覆推の結果が記されていないが、<sup>②</sup>を参考にするなら、程度の軽い御物忌と分かったから、外宿人を参入させたと推測できる。

また、覆推せずに外宿人を参入させることもあった。

④中将云、去夜依頼召参御仏名、藤中納言・左大弁候、雖御物忌依仰外宿上達部参入、

〔小右記〕萬壽四年十二月廿日条

右のように、帝の要請に応じて外宿人が参入させられることもあった。先程引用した『村上天皇御記』も再度引用する。

雖當御物忌以外宿人令供奉。昨日不令召候。藏人等懈怠也。遣使七箇寺誦經。物忌之間外宿人参入也。

〔村上天皇御記〕應和二年六月廿九日条

藏人の懈怠により参籠者がいなかったため、外宿人を参入させたとされる。

以上のことから、御物忌当日に、前日から参籠していなかった者は基本的に参入できないことになっていたが、覆推などにより、必要に応じて参入が認められた、ということである。人員の不足に際し、御物忌日の当日参入という打開策が設けられていることは、御物忌日を都合良く過ごすための措置<sup>⑫</sup>であったといえる。

## 結び

参籠は単に帝の御物忌へ籠候するだけでなく、宮中行事への参加や進行とも関わるものであった。さらに参籠の他にも、覆推で程度の軽い御物忌であると判断されれば、御物忌中の帝の御前へ参入することができた。参籠は、御物忌中の

宮中行事などに対応すべく、臣下がとった御物忌への対処であったのである。

なお、初めに提示した『源氏物語』帚木巻の御物忌参籠場面は、本稿で述べたように、臣下の気軽な参籠態度や中途参入も認められていたことから、史実に則った場面設定であるといえるだろう。この御物忌設定の意味については別稿で論じたい。

## 注

- (1) 三和礼子氏「物忌考」(『陰陽道叢書 古代』名著出版、一九九一年九月。初出は『宗教研究』第一四九号、一九五六年一〇月)、加納重文氏「平安中期の『物忌』について」(『古代文化』一九七一年二月)、石埜敬子・加藤静子・中嶋朋恵氏「御堂関白記注釈ノート(七)」(『国文学 言語と文芸』一〇〇号、一九八六年十二月)
- (2) 六壬式占による物忌日の決め方については、小坂眞二氏「物忌と陰陽道の六壬式占―その指期法・指方法・指年法―」(『後期撰関時代史の研究』吉川弘文館、一九九〇年三月)や、同氏「自筆本『御堂関白記』の物忌注記について」(『東洋研究』一二七号、一九九八年一月)に詳しい。
- (3) 三和氏(注1)は、『暦林問答集』(上、积十千十二支・第二十三)を引き、「不可離之」なる陰陽、いわゆる兄弟を単位として、二日を一組にあるいはその倍数」で物忌日が決められるとされ、さらに「平安貴族社会は、干の如何を問わず、二日一組の物忌の初日を甲の日、二日目を乙の日と称する」とされる。他に、加納氏(注1)は、物忌日が偶数で連続することを十干との関連から指摘され、小坂氏(注2の後者)は「物忌の干は、十干のうち同じ五行の兄弟の両干を一つの単位としている」とされる。
- (4) 橋本方平氏(『日本の時刻制度』増補版、塙書房、一九六六年九月)は、平安時代の日の境界について、夜明けを基準にしていたことを指摘され、さらに「夜明けの時刻は四季を通じて変化があり、夜明けを基準としていては、極めて複雑でありかつ不便であった。それで夜明けに最も近く、かつ混乱が起らない丑刻の境で、日附をかえることにしていた。即ち丑刻いっぱい前は前日であり、寅刻から本日となる訳である」とされる。
- (5) 『枕草子』第二三〇段(新全集)に、参籠時刻を示す一節がある。  
頭弁(藤原行成)の、職にまゐりたまひて、物語などしたまひしに、夜いたうふけぬ。「明日御物忌なるに籠るべければ、丑になりなばあしかりなむ」とてまゐりたまひぬ。

この箇所は、早くに三和氏（注一）が「原則として、外宿者の物忌参籠は当日に入る丑剋以後ではならなかった」とする根拠として引用されている。

(6) 石壁・加藤・中嶋氏（注一）

(7) 三和氏は（注一）、御物忌中の臣下の所作として「禁中に神仏事などある折は、上卿のみ事を行い、天皇は大勢の参籠者に囲まれて慎まれていた。従ってかかる際不意の伺候は天子の御物忌を妨げる結果となるので、公卿等は后妃御殿などへ参候しても清凉殿へ到ることをしない。もっとも殿上間は天子御座所内の事ゆえ、御物忌中であつては作法を踏まずして昇殿することも可能ではあつた」とされる。

(8) 石壁・加藤・中嶋氏（注一）は参籠する場所について「各自の宿所であつたが、必ずしもそこでなければならなかったわけでは

なからう」とされ、その根拠として『権記』の「成房少将今夜参入、宿下官直廬、依明日吉欲初参、相当御物忌也」（長保二年二月二日条）という記事を引かれている。

(9) 『御堂関白記』寛仁二年四月廿五日条には「参内裏見造作所々、無便所々可直由仰置、棋政被参、又上卿七八人許同道、還参内、候宿」とある。

(10) 『侍中群要』（日給事）に、参籠者について、「参籠御物忌之人於殿上口乃立部邊令知参籠之由」とある。

(11) 『小右記』で御物忌の軽重を記した記事を次に挙げておく。

(a) (略) 今日御物忌、而陰陽家覆推云、軽者、仍可出御南殿方、（以下省略）（『小右記』永延元年正月七日条）

(b) (略) 今日節会猶可有御出敷、但御物忌固者、無御出有何事乎（『小右記』長和三年十一月廿二日条）

(c) (略) 昨試楽太不便也、主上依堅固御物忌、鎖籠夜御殿、供御殿油、無御出、仍左大将参入令開戸、不出御夜御殿御覽試楽、（以下省略）（『小右記』治安元年三月一九日条）

傍線部のように、程度の軽重によって、帝の出御の有無などが決められたのである。程度が重いものは、右の記事にあるように「固」や「堅固」とも言つ。

なお、鈴木一馨氏「物忌の軽重について」（『古代史論叢』統群書類従完成会、一九九四年七月）は、物忌を「まもる」ことと「やぶる」ことを通じて物忌の軽重の意味を論じられている。

(12) 石壁・加藤・中嶋氏（注一）は、覆推について「こちらの都合にあわせるために行われ、それによつて融通をきかせることも多かったのではあるまいか」とされる。